

昇降機の耐震設計における地域係数の取り扱いについて

平成21 年秋期部会

昇降機の耐震設計における地域係数については、次のとおり取り扱う。

- 1 本県の地域性を考慮し、地域係数は全県下1. 2とする。
- 2 地震時等管制運転装置の設置義務のあるエレベーター及びエスカレーターの09耐震指針の耐震クラスA09に適用する。
- 3 地域係数に係る耐震措置を行う機器等は以下のとおりとする。
エレベーター耐震計算書において、地域係数 $Z=1. 2$ とし、当該耐震設計書の内容についてのみ対象とし、巻上機・制御盤・油圧ユニットの転倒・移動強度の検討、ガイドレールのサイズ・支持部材の措置とする。
なお、当該耐震計算書は昇降機確認申請時に提出する。

<参考>

平成22年1月14日住検第52号

昇降機の耐震設計における地域係数の取扱いについて(通知)

静岡県県民部建築住宅局建築確認検査室長